

裁 決 書

審査請求人



同代理人弁護士

大阪市北区西天満6丁目1番2号
千代田ビル別館2号館9階
井上・上原法律事務所
弁護士 牧野 幸子

処分庁



審査請求人が令和元年5月14日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成31年2月19日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成12年9月13日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成31年2月15日、平成29年9月から平成30年11月分までの年金を遡及して受給した。
- 3 処分庁は、平成31年2月19日付けで、請求人が受給した年金について、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 4 請求人は、令和元年5月14日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をし

た。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 経緯

(ア) 請求人は、処分庁において生活保護を利用していたが、2017年8月に老齢厚生年金の受給権を取得したとして、同年9月から老齢厚生年金の支払いを開始した旨の通知を受領した。

(イ) 上記通知は2018年12月に受領したものであるが、これに従い、2019年2月15日、請求人には39万5596円の老齢厚生年金が支給された。これに対し、処分庁は同月19日付で、法63条に基づき、上記金員のうち34万9052円について返還を求める生活保護費返還決定処分を行った。なお、同金員は、請求人に対して遡及支給された2017年9月から2018年11月分の老齢厚生年金のようである。

(ウ) さらに、処分庁は、請求人に対し、同月21日付で、上記金員のうち「平成30年10月1日以降に支給した保護費相当額」6万9810円の徴収決定通知処分（法63条、77条の2第1項）を行った。

(エ) 請求人は、このような処分の妥当性について疑問を抱き、代理人弁護士に相談したところ、家電製品等の買い替えが必要な場合、その購入のために必要な費用は、自立更生控除の対象となりうる旨の説明を受けた。

しかし、本件処分ら以前に、請求人が処分庁からそのような説明を受けたことは一切なく、処分庁からは単に納入通知書を交付されるのみであった。

その後、請求人は代理人弁護士とともに、2019年3月22日、処分庁を訪れた。そして、請求人はすでに15年～20年近く使用している家電製品を新たに購入したい旨告げ、その費用を自立更生控除の対象とするよう求めた。対応した処分庁職員は、「会議で検討してみるが、家電製品の買い替えは、本来貯金によって対応すべきなので、控除は難しいと思う」旨回答した。

(オ) 処分庁は、2019年3月29日、理由決定に不備があったとして、上記各処分を取り消し、その上で改めて同内容の処分（以下、処分庁が改めて行った本件処分及び徴収決定処分を併せて、「本件処分ら」という。）を行った（もともと、本件処分の処分日は2019年2月19日のままである。）本件処分通知書によると、処分理由は、家電製品の買い替えは当然予測されるものであるため、購入費用を遡及年金より控除することは不適当と

いうことであるが、上述した処分庁職員の発言と同旨と推測される。

なお、請求人は、本件処分らに関する通知を2019年5月7日に受領した。

イ. 本件処分らの違法、不当性について

(ア) 本件処分らは、請求人に遡及支給された老齢厚生年金について、返還を求めるものである。確かに、年金が遡及支給された場合の返還額に関しては、原則としてその全額が返還対象となる。しかし、保護実施機関において、当該被保護者世帯から事前に相談のあった真にやむを得ない理由による控除は可能とされている(「生活保護の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知(以下「課長通知」という。))。

(イ) そして、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡(以下「問答集」という。))問13-5では、年金を遡及して支給した場合等における法63条に基づく返還額の決定に関して、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差支えない」と規定されている。具体的には、「当該収入が次第8の3の(3)に該当するものにあつては、課第8の40の認定基準に基づき、実施機関が認めた額」(問答集問13-5(2)ウ)は、控除対象となるが、そのうち家電製品は、「当該経費が当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であつて、保有を容認されるものの購入にあてられる場合に該当する(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知(以下「課長問答」という。))第8の40の答(2)のク)。

なお、課長問答第8の40の答(2)のクについて、遡及支給された年金に関する保護費返還決定処分ではないものの、同じく法63条に基づく返還決定処分の当否が争われた審査請求事例において、以下の様な極めて妥当な裁決がある。すなわち、交通事故の示談金について、法63条に基づく保護費返還処分が行われたが、そのうち審査請求人が冷蔵庫の買い換えに要する費用の控除を求めた事案につき、前記課長問答は、故障若しくは使用不可能にならないと適用できないという限定的な条件は示されておらず、また家電製品は、永久的に使用できるものではないため、ある程度古くなれば買い換えを検討することは、一般的な考え方であるとして、「故障若しくは使用不可能ではなくとも、一般的に(中略)買い替えを検討するに妥当性があると認められるほどの期間使用をしていたのであれば、その買い換えの費用は、本件処分の返還額から控除されて然るべきである」とされている(愛知県知事が行った2016年2月3日付裁決)。

さらに、問答集問13-5(2)エにおいて、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される限度として実施機関が認めた額」についても、控除対象とされていることから、保有が認められている耐久消費財の購入に要する費用は、当然に控除対象となりうる。

したがって、請求人にとって、利用の必要性の高い耐久消費財の購入が真にやむを得ない理由に基づくものであれば、当該購入費用は自立更生控除の対象となる。

(ウ) 本件において、請求人は、①洗濯機、②冷蔵庫、③クリーナー（掃除機）、④電話機、⑤炊飯器、の購入を検討し、それらについて自立更生控除の対象としてほしい旨、処分庁に告げていた（なお、あんま機については、本件審査請求においては除外することとする）。これらは、いずれも一般家庭における生活必需品として備えられている家電製品であるから、「利用の必要性が高い生活用品」で、「保有を容認されるもの」にあたる。さらに、請求人は、処分庁に対し購入の意思を明らかにしていることから、「直ちに購入にあてられる場合」にも該当する。以上を前提として、①～⑤の購入が請求人にとって、真にやむを得ない理由に基づくことについて、以下詳述する。

①について

現在使用している洗濯機は、2012年7月に製造された商品であり、設計上の標準使用期間は7年とされている。そして、メーカーから、標準使用期間を超えて使用した場合には、経年劣化による発火、怪我等の危険性が指摘されていることからすると、残り2か月で標準使用期間満了を迎える請求人において、これ以上当該機器を継続して使用することは、非常に危険であり、早急に買い替える必要がある。したがって、洗濯機の購入は、請求人にとって、真にやむを得ない理由がある。

②について

請求人が現在使用している冷蔵庫は、1999年7～12月に製造された製品である。

メーカーによると、製造打ち切り後の補修用性能部品の保有期間は9年とされているため、2010年頃まで生産されていた商品でない限り、修理は不可能である。前記同商品の現在の販売状況は不明であるが、一般的に考えて、20年以上前に販売された冷蔵庫が、現在も継続して販売されていることはありえないため、今後、冷蔵庫が故障した場合には、請求人は買い替えざるを得ない。そして、使用開始時からすでに20年が経過した現在においては、扉を開けたときに、庫内灯が点灯しないという不具合が生じており、今後故障や使用不能に至る可能性は非常に高いことから、早急に買い替える必要性が高い。

したがって、冷蔵庫の購入は請求人において、真にやむを得ない理由がある。

③について

請求人が現在使用している掃除機は、2011年に製造された商品である。現時点でゴミの吸引自体はできるものの、数年前から掃除機内部にゴミが溜まると、掃除機本体が発熱するようになり、今後請求人が当該機器の使用を続けることは、非常に危険である。また、このような状態にあることから、当該機器は、近いうちに使用不能となる可能性が高い。しかし、当該機器は、2019年の時点ですでに生産が終了しており、製造打ち切り後の補修用性能部品の保有期間も6年であることから、今後は別の商品を購入することで対応せざるを得ない。

したがって、請求人において、掃除機の購入は、真にやむを得ない理由がある。

④について

従前、請求人が使用していた電話機は、2019年4月15日頃、突然、子機が通話できなくなるという故障を起こしたため、請求人は新たな電話機を5918円で購入した。なお、従前請求人が使用していた電話機とは、2001年2月に製造されたものである（販売開始は2000年）。製造会社のホームページによると、補償用部品の保有年数は、製

造打ち切りから7年であるが、前記機器から2年後の2003年に販売された電話機の補償用部品の保有期限は、2011年2月までとされている。そのため、上記電話機が故障した2019年4月の時点で、請求人としては、新たな商品を購入するよりほかに、また電話機は、日常的に使用する製品であることから、早急に購入する必要があった。

したがって、請求人が、電話機を購入したことには、真にやむを得ない理由が存する。

⑤について

請求人が現在使用している炊飯器は、2011年に発売された商品である。メーカーによると、製造打ち切り後の補修用性能部品の保有期間は6年であり、7年以上使用した商品については、部品の供給ができない場合があるとされている。そして、上記機器はすでに生産を終了しており、請求人がすでに8年間使用していることからすると、今後の故障や使用不能には、別の商品の購入により対応する必要がある。8年という使用年数や釜の塗装の剥離が激しい状態に鑑みると、一般的に考えても、買い替えを検討するに妥当な使用期間は経過したというべきである。

したがって、炊飯器の購入は、請求人にとって真にやむを得ない理由が存する。

(エ) 以上のとおり、請求人が使用していた上記各家電製品は、一般的に想定される使用年数を経過している。そして、その使用年数の長さや現在の製品の状態からすると、請求人は、いつ故障し、あるいは使用不能となってもおかしくない状態にある家電製品を購入したいと考え、その購入に要する費用（電話機はすでに購入した費用相当額）の控除を求めたものである。

処分庁は、家電製品の買い換え費用は、本来貯金によって対応すべきとの考え方に依拠し、本件処分庁を行っているが、生活保護基準引き下げが、相次いで行われる中、予め家電製品の買い換え費用を貯金しておくべきというのは、非現実的である。請求人が貯金で買い換え費用を捻出できない状況にあるにもかかわらず、「本来は貯金で対応すべき」との理由で、家電製品の買い替えを一切認めないのは、暴論と言わざるを得ない。

このことは、以下の事案と対比した場合に顕著である。すなわち、仮に現時点で請求人が主張する家電製品が故障していれば、処分庁においては、その購入が、「真にやむを得ない」といえるか、検討するのが通常の対応と思われる（あるいは、冷蔵庫が故障したとしても、買い換え費用を積み立てていなかった請求人が悪いとして、その購入を認めないのであろうか）。本件は、将来の抽象的な故障の可能性を主張しているのではなく、通常想定される使用期間を経過し、買い換えの現実的必要性が極めて高い状況にあって、生活必需品の買い換えを求めているのであるから、処分庁においては、現に家電製品が故障した場合と同様に、買い換えの必要性が「真にやむを得ないのか」を真摯に検討する必要がある。

そのため、処分庁は、対象商品が生活必需品であるのか、現在使用している家電製品はどのような状態なのか、修理では対応できないのか、早急に買い換えすべき状況にあるのか（買い換えがやむを得ないのか）等を考慮し、処分を決定する必要があった。しかし、処分庁は、請求人が代理人弁護士を通じて、現在使用している家電製品の状況を説明したにもかかわらず、処分庁は自宅を訪問してそれについて確認することすら行っていない。このような処分庁の対応からすると、処分庁において、自立更生控除の可否

を真摯に検討したとは到底言い難い。問答集問 13-5 (3) では、「返還額の決定は(中略)そのような決定を相当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと」とされているが、処分庁は、本件処分らを相当とする事情をまったく具体的かつ明確になどしていない。したがって、本件処分らは、処分庁に認められた裁量を逸脱、濫用したものであるから、違法である。

また、仮に、本件処分らが違法とまでは言えないとしても、本件処分らを決定した経緯は、極めて杜撰と言わざるを得ないから、著しく不当である。

(2) 審理員が令和元年9月5日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア はじめに

処分庁は、請求人から申し出のあった家電等の購入費用を遡及年金から控除しない理由として、問答集第7-1-(4)「一時扶助」において、「家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費(基準生活費、加算等)の範囲内で賄われるべき」と示されていることをあげるのみである。そして、処分庁から提出された証拠には、請求人の生活実態を考慮した上で、家電製品の購入が当該世帯の自立助長に資するか否かという観点からの考慮がなされた形跡は、一切存しない。このように、上記問答集を形式的、画一的に適用したことは、法の趣旨に反する処分である。

また、本件処分は、「真にやむを得ない理由」の存否を検討していないことから、課長通知の適用を誤るものと言わざるを得ない。以下、詳述する。

イ 被保護世帯の自立助長に資するか否かという考慮を欠くことが、法の趣旨に反すること

(ア) 法は、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするのであるから(法1条参照)、保護実施機関において、法63条に基づく返還額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならないのである。具体的には、今後の生活設計等から判断して、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められるのである。にもかかわらず、自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、当該被保護世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態を招来することは、処分庁が有する裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとして違法となることは、裁判例においても指摘されているとおりである(東京地裁平成27年3月10日判決、大阪高裁平成18年12月21日判決等)。

(イ) 本件において、請求人が買い替えを望んでいる家電製品は、いずれも生活必需品であり、洗濯機はメーカーから経年劣化による発火、怪我等の危険性が指摘される使用年数に達し、冷蔵庫及び掃除機は、使用時に不具合が生じている。炊飯器も釜の塗装がはがれており、一般的に買い替えを検討してもおかしくない状態にある。また、電話機は、処分庁への相談後、通話ができなくなったため、すでに買い替えている。そして、いず

れも補修用部品の保有期間を経過する等しているのである。

他方、証拠には、請求人の生活実態を検討した形跡がなく、処分庁もそのような主張はしていない。そのため、本件処分にあたり処分庁が請求人の具体的な生活実態を調査、検討していないことは明らかであるが、買い替えに要する費用を遡及年金から控除しないのであれば、仮に、これらの家電製品が故障したとき、請求人は同製品を修理することも、新たな製品を購入することもできず、多数の生活必需品を欠いた生活を余儀なくされることになる。このような状況を招来することが明らかでありながら、遡及年金からの控除を否定することは、請求人世帯の自立助長を阻害することに他ならない。なお、請求人において、新たな製品購入が不可能であることにつき、同人に帰責されるべきでないことは後述する。

また、請求人が買い替えを希望している各家電製品について、近い将来故障する蓋然性が存することは、上記各製品の使用状況等から明らかであり、詳しくは審査請求書において主張したとおりである。

したがって、家電製品の購入は、請求人における自立助長に資するものである。

(ウ) これに対する処分庁の反論は、「家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われるべき」との問答集の記載の引用に留まるが、これは一時扶助の支給に関する基準であり、遡及年金からの控除の可否という本件とはまったく異なる次元の主張である。そのため、処分庁の主張は、反論になっていない。

(エ) この点を措くとしても、「家電製品の買い替えに要する費用は、経常的最低生活費の範囲内で賄うべき」との主張は、請求人の生活実態を全く考慮しないものと言わざるを得ない。

すなわち、厚生労働省が、2016年（平成28年）に実施した「家庭の生活実態及び生活意識調査」の結果によると、被保護世帯のうち、「毎月」あるいは「ときどき」貯蓄をしている世帯の割合は、約21%に過ぎない。他方、「ほとんど貯蓄していない」「まったく貯蓄していない」世帯の割合は、78.7%であり、生活保護受給世帯の多くが、貯蓄をする余裕などない生活を強いられているのである。そのため、仮に故障に備えて貯蓄をしておくことが望ましいのだとしても、現実には貯蓄を行うことは相当困難と言わざるを得ない。また被保護世帯の8割近くがほとんど貯蓄できていないという実態がある以上、請求人が貯蓄をしていないことについて、同人には帰責されるべきではない。

したがって、処分庁の主張は、請求人の生活実態を無視した単なる机上の空論にすぎない。上述した法の趣旨からすると、本来ならば、本件処分にあたり、請求人の具体的な生活実態に即した判断が求められるはずである。

(オ) よって、本件処分において、処分庁は裁量を逸脱、濫用したものであるから、本件処分は取り消されるべきである。

ウ 課長通知の適用を誤るものであること

さらに、課長通知にも「真にやむを得ない理由により控除を認める場合がある」とされている以上、本件における控除の可否を検討するにあたり、請求人において「真にやむを得ない理由」が有るかどうかを検討する必要があることは言うまでもない。にもかかわらず、処分庁は、問答集の上記記載を引用するのみであるから、「真にやむを得ない理由」の存否を検討したとは到底言えない。そして、このような処分庁の判断は、課長通知の適用を誤るものと言わざるを得ない。

エ 結語

したがって、処分庁は遡及年金からの控除の可否を決するにあたり、処分庁は、請求人の自立助長という観点からの考慮を行っておらず、また「真にやむを得ない理由」の有無をまったく検討していない。そのため、本件処分は、処分庁の権限逸脱、濫用にあたる。よって、本件処分は取り消されるべきである。

(3) 審理員が令和2年4月9日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア はじめに

遡及年金に対して法63条を適用し、返還を求める際には、保護実施機関による被保護者への説明が義務づけられている(課長通知)。しかし、本件ではそのような説明はなされていない。

また、本件処分は、請求人の個別具体的な事情を一切考慮することなく、形式的な判断に依拠して行われたものであるから、被保護世帯の自立助長(法1条)という法の趣旨に反するものである。以下、詳述する。

イ 処分庁が課長通知に基づく説明をしていないこと

(ア) 2019年(平成31年)2月19日のケース記録には「(主)より(中略)生活が苦しいとのこと、今回の遡及年金をあてることはできないかとの話があったが、遡及年金については(主)の場合返還決定されることを説明する」との記載があり、同日には遡及支給された年金全額について返還決定する旨の処分が行われている。

処分庁は、その際、控除の説明をしたと主張するが、請求人は、そのような説明を受けていない。ケース記録にも上記のような記載しかなく、控除の可否を説明したとの記録はない。請求人は、処分庁から何らの説明も受けていないからこそ、2019年(平成31年)2月23日、代理人弁護士に電話をし、相談したのである。仮に、処分庁から控除について説明を受けていたのであれば、請求人は、その時点で当然に家電製品の買い換え等についても、処分庁に相談をしていたはずであり、わざわざ代理人弁護士に質問などするはずもない。

(イ) その後、請求人らが意見書を提出した後、2019年(平成31年)3月26日にケース診断会議が実施され、本件処分について、返還決定理由の変更が行われた。

この理由変更について、処分庁は、「ちょっとあっさりしていたため」変更したと主張したが、ケースワーカーが当職に荷電した際、「処分を一旦取り消した上で、再度同内容の本件処分を行う」と報告した上で、その理由については「(なぜこのような対応をするのかは) わからない」と発言したのである。本件処分理由を検討するケース会議にも出席していたケースワーカーが、処分理由の変更も把握していないなどというのは、処分庁においてきわめて杜撰な生活保護行政が行われていることの証左である。

(ウ) したがって、本件処分は、課長通知に基づく説明をせずに行われており、著しく不当である。

ウ. 本件処分は判断過程において、法の趣旨に反する違法性が存すること

(ア) 課長通知によると、「真にやむを得ない理由」による控除は認められるのであるから、控除の適否にあたっては、法の趣旨に照らし、請求人の自立助長に資するか否かを、真摯に検討すべきである。そして、そのためには、現在の請求人の生活実態や請求人が買い換えを希望している家電製品の品目、使用状況、耐用年数等を考慮することが不可欠である。なぜなら、何が被保護世帯の自立助長に資するかという判断は、被保護世帯毎に当然に異なるため、被保護世帯の実態に照らして、個別具体的に検討する必要があるから、である。法 63 条に基づく返還に関する裁判例においても、今後の生活設計等から判断して、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められているが、これは法の趣旨に照らし、当然のことである(2019年(平成31年)9月3日付反論書)。

(イ) しかし、処分庁の述べる本件処分の理由は、「日常生活に必要な物品については、経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきであり、冷蔵庫、電子レンジ等の物品についても、必要性及び緊急性が認められない場合には、経常的な生活費の中から順次購入していけば足りることから、控除は認められない」という主張に尽きている。

請求人の生活実態は考慮しないのか、という質問に対しても、「基本的には、本来経常的な生活費の範囲内で計画的にやってくださいということである」と回答し、「洗濯機が使い物にならないので、コインランドリーに行く生活を強いられば、当然出費が増え、生活がますます困窮するが、そういう状態になってもやむなしと考えているのか」という問いに対しても、処分庁は、同じ回答を繰り返すのみであり、およそ請求人の生活実態を考慮しようとする姿勢は、一切見受けられない。

(ウ) また、処分庁は、必要性及び緊急性という判断指標を立てておきながら、その具体的な検討は一切していない。すなわち、処分庁のいう必要性、緊急性とは、「何年も前に購入されて使えなくなっているということであれば、緊急性というものは認められないという判断になる」ということであり、結局、買い換え費用を貯めていなければ、必要性も緊急性も認めないというものである。仮に、買い換え費用を貯蓄できていれば、当該貯金によって、家電製品を買い換えれば良いのであるから、控除を認める必要性及び緊急性がないという判断になることは否定しない。しかし、貯蓄がない場合には、まさに遡及

支給された年金を原資として、生活必需品の買い換えを検討する他ないのであるから、控除の必要性及び緊急性について、別途判断しなければならないはずである。そのため、「貯蓄していなければ、必要性及び緊急性もない」という処分庁の主張は、意味不明である。

言うまでも無いが、処分庁自身が必要性及び緊急性という判断基準を定立したのであるから、本来はその判断過程において、請求人の生活実態に即した個別具体的判断をする必要がある。しかし、処分庁はまったくそのような考慮をしていない。すなわち、代理人弁護士が、「『経常的な生活費の範囲内で計画的に購入』できないような生活実態があったのではないか、それは特に考慮しないというふうにお答えになっているということが良いか」と問うても、「基本的には、本来経常的な生活費の範囲内で計画的にやってくださいということである」と繰り返すのみであった。

さらに、処分庁は、必要性、緊急性の判断は、「状況による」と言いながら、故障して通話できなくなった電話機の購入費用もまた控除の対象でないとする。電話機は、本件処分前には通話できる状態にあったが、本件処分後に通話不能となったため、請求人が2019年4月16日に購入した。処分庁は、このような事情の変更があってもなお「計画的に購入すべき」との主張を繰り返すのみであり、当該製品の状態などまったく考慮しないと断言しているのである。

(エ) 以上の主張から明らかとなっており、処分庁の判断は、「買い換え費用は、貯金によって賄わなければならない」という1点に尽きており、貯金していなければ、控除を認めるべき必要性及び緊急性も認められないとの判断に基づき本件処分を行っているのである。これは、上述のとおり、論理としても破綻しているだけでなく、被保護世帯の具体的な事情を、完全に捨象した判断である。このような処分庁の形式的、画一的な対応が、法の趣旨に反することは、論を俟たない。

(オ) したがって、本件処分は、法の趣旨に反するものであるから、違法であり、取り消されるべきである。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成31年2月19日付けの本件処分通知書には、「返還金・徴収金決定額 金 349,052 円」、「決定期理由 平成31年2月15日振込みの遡及年金(H29.9月～H30.11月分)を、法第63条にて返還決定します。家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費で賄われるものとされる。申請の家電製品の買い替えは当然予測されるものであるため、購入費用を遡及年金より控除を行うことは適当でない」と判断される。」との記載がある。

イ 平成31年2月6日付けの年金支払通知書には、「平成31年2月の支払額 395,596 円」、「定期支払額 平成31年2月の支払額 46,545 円」、「過去の支払額(一時払) 平成31年2月の支払額 349,051 円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年7月4日に受領した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成12年9月13日
請求人に対し保護開始。

(イ) 平成31年1月7日
請求人が来所。請求人より、年金証書が届いたとの報告あり。ケースワーカーより、収入認定の対象となる旨の説明を行う。

(ウ) 平成31年2月12日
請求人が来所。請求人より、日本年金機構から届いた源泉徴収票(写)の提出あり。ケースワーカーより、平成31年2月15日に平成29年9月以降の遡及年金が振込みされること、遡及年金については法第63条による費用返還となること、今後は「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知(以下「局長通知」という。))第8-1-(4)により、各月にて収入認定となる旨の説明を行う。

(エ) 平成31年2月19日
請求人が来所。請求人より、日本年金機構から年金支払通知書(写)の提出あり。遡及年金については法第63条による費用返還となる旨の説明を行う。

(オ) 平成31年2月19日
費用返還決定処分を行う。

(カ) 平成31年2月21日
費用返還決定通知書送付。

(キ) 平成31年3月22日
請求人、代理人弁護士が来所。費用返還決定処分に係る意見書及び家電製品の購入に係る費用の返還金からの控除を求める旨の申告書の提出あり。

(ク) 平成31年3月26日
ケース診断会議実施。家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的な生活費の範囲内で賄われるもののため、今回受給した遡及年金にて費用の控除を行うことは適当ではない旨の判断を行う。
費用返還決定処分について、返還決定理由の変更を行うため、返還金取消決定及び徴収決定取消処理を行う。

(ケ) 平成 31 年 4 月 2 日

返還決定理由を「平成 31 年 2 月 15 日振込みの遡及年金 (H29. 9 月～H30. 11 月分) を法第 63 条にて返還決定します。家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費で賄われるものとされる。申請の家電製品の買い替えは当然予測されるものであるため、購入費用を遡及年金より控除を行うことは適当でない判断される。」に変更し、返還金・徴収金決定処理を行う。

(コ) 平成 31 年 4 月 25 日

保護費返還決定及び徴収決定処分の保護決定通知書送付。

イ 本件処分の正当性について

法第 4 条第 1 項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と示され、その基準においては、法第 8 条 1 項において、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」、同 2 項において、「最低限度の生活を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と示されている。資産については、法第 63 条 1 項において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と示されている。また、年金収入の取扱いに関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知 (以下「次官通知」という。)) 第 8-3-(2)-ア-(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付 (中略) については、その実際の受給額を認定すること」と示され、問答集問 13-6 答 (1) により、年金の資力発生日については、「年金受給権が発生した日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものととして取り扱う」と示されている。また、家具什器については、問答集第 7-1-(4) 一時扶助において、「家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費 (基準生活費、加算等) の範囲内で賄われるべきものであり」と示されている。また、徴収決定については、法第 77 条の 2 において、「第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と示されている。以上により、本件処分については、遡及年金収入を適正に認定したものであり、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めらる。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 31 年 1 月 7 日付けのケース記録票には、「請求人の年金証書が届いたとのことで提出に来所。次回、支払通知書が届くので提出するよう話しする。年金は収入認定の対象になる為振込が開始されたら収入認定されることを話しする。」との記載がある。

イ 平成 31 年 2 月 12 日付けのケース記録票には、「年金について 2 月 15 日から振込されるこ

と、2月15日には、H29.9～の遡及分が振込まれること、遡及年金349052円について返還決定されることを説明する。」との記載がある。

ウ 平成31年2月19日付けのケース記録票には、「年金機構より請求人の年金の支払通知が届いたとのことで提出あり。請求人へ遡及年金分について返還決定されることを話する。請求人より現在以前の返還金を7000円ずつ返還しており、生活が苦しいとのこと。今回の遡及年金をあてることはできないかとの話しがあったが遡及年金については請求人の場合返還決定されることを説明する。」との記載がある。

エ 平成31年2月19日に起案した「要返還額の認定について」には、「要返還額349,052円」、「被保護世帯が申請した自立更生経費 認定額 0円」との記載がある。

オ 前記1(4)イと同一書類。

カ 処分庁が平成31年3月22日に受理した証明(申告)書には、「生活に必要な家電製品の購入をしたいので年金収入からの控除をお願いします。」との記載がある。

キ 平成31年3月26日に開催したケース診断会議の記録票には、「2. ケースの問題点・診断事項」として、「請求人は平成31年2月15日に振込の老齢年金の遡及額(H29.9～H30.11月分)について法63条返還決定を行うが、年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが、世帯の自立を著しく阻害すると認められような場合については返還額の決定に際し一部控除する取扱いとして差し支えないとされている。具体的には「世帯の自立更生の為のやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される限度として実施機関が認めたる額」は控除の対象となりえる。との弁護士を通し意見書の提出があった。(中略)これらの耐久消費財の購入は、同人らの自立更生の為のやむを得ない用途に充てられるものであり、6点で28万3262円(リサイクル料1万円を含む)であり、決して高額な商品を購入するわけではないから、社会通念上許容されるべきである。したがって返還額から控除すべきであるとの意見書は弁護士を通し提出された。請求人は2人世帯で最低生活費は167,970円(冬季加算含む)、妻の老齢年金79,812円(介保4,250円特徴前)、保護費支給額は69136円となっている。以前請求人は平成22年10月に78条返還金があり毎月7000円(妻の未申告給与3400342円)の口座引き落としがあり生活が苦しいとの話あり。請求人の家電製品買替費用について控除の対象となるものかをお教え願います。」「決議事項」として、「家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費の範囲内で賄われるべきものとなっている。請求人世帯は平成12年より保護を受給しており、家電製品の買い替えは当然予測されたものであるため、保護費を計画的に使用し、積み立てて購入することが妥当であり、遡及年金より控除を行うことは適当でないと判断する。」との記載がある。

ク 平成31年3月26日付けのケース記録票には、「返還金取消について 返還金について、弁護士より意見書の提出があり、ケース診断会議を実施する。返還決定理由の変更が必要となった為、返還金の取消を一旦行う。」との記載がある。

ケ 平成31年3月26日に起案した「返還金取消決定書」には、「平成31年2月19日付で生活保護法第63条の規定により決定した返還金について、下記の理由により取消決定したので通知します。」との記載があり、「理由」として、「決定理由に不備があった為」との記載がある。

コ 平成31年4月2日付けのケース記録票には、「返還金決定について 平成31.3.26記事より返還決定の取消を行った返還金について、返還決定理由変更を行い、63条にて返還決定を行う。」との記載がある。

サ 平成31年2月19日付けで起案、同年4月23日付けで決裁した「返還金・徴収金決定書」には、「4決定理由」として、「平成31年2月15日振込みの遡及年金（H29.9月～H30.11月分）を法第63条にて返還決定します。家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費で賄われるものとされる。申請の家電製品の買い替えは当然予測されるものであるため、購入費用を遡及年金より控除を行うことは適当でないと判断される。」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

(1) 代理人弁護士からの「意見陳述書」の内容

ア 本件処分は、課長通知に則って、適切になされた処分とはいえない。すなわち、課長通知によれば、遡及受給した年金は、原則としてその全額が法第63条に基づく返還の対象となるものの、保護世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由に基づく費用は、自立更生控除が認められうる。そして、保護実施機関は、上記内容を保護世帯に説明することとされている。

しかし、本件では、請求人に対し、処分庁が上記説明を行った形跡はない。また、処分庁は、一時扶助に関する課長通知に基づき、家電製品の買い替え費用は、「保護費の積み立てにより対応することが妥当」という理由で、本件処分を行っている。しかし、令和元年9月3日付反論書で述べたとおり、法63条に基づく返還額決定にあたっては、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮が不可欠である。そのため、「真にやむを得ない理由」の有無は、請求人の希望する自立更生控除の内容と同人の生活実態等から、具体的に検討しなければならない。にもかかわらず、処分庁は、請求人の生活実態を把握しようとはせず、課長通知を形式的に持ち出すのみである。したがって、本件処分は、課長通知の適用は著しく誤ったものであり、取り消されるべきである。

イ そして、反論書に記載したとおり、請求人が買い替えを望んでいるのは、いずれも生活必需品であり、かつすでに故障したか、使用年数や使用状況からして、早晚故障する蓋然性が高いものである。このような状況においては、自立更生控除を認めることこそが、請求人の自立助長に資するはずである。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

(2) 代理人弁護士からの質問の要旨

ア 事前の説明について

○代理人弁護士 課長通知の適用が問題点という認識はあるか。

○処分庁 認識している。

○代理人弁護士 課長通知には、「真にやむを得ない理由に基づく費用」は、自立更生控除に認められる可能性があり、事前の相談が必要である旨規定されているが、平成31年2月19日付けで処分を行う際、請求人にそのような説明を行ったか。

○処分庁 法第63条の費用返還の説明をする際には、控除の説明をしている。

○代理人弁護士 平成31年2月19日付けのケース記録票には、「遡及年金について、請求人の場合、返還決定されることを説明する」とのみ記載があるが、ここで説明したということか。

○処分庁 基本的に法第63条の費用返還の説明の際には、一般的に控除の説明もすることになっている。

○代理人弁護士 平成31年2月19日付けの決定は、法第63条の話だけであり、代理人弁護士が意見書を提出し、自立更生控除できないかという話をしてから、初めて検討して、決定をし直したのではないか。

○処分庁 そうではない。ケース診断会議の結果を記載するために取り消し、もう一度決定したものである。

イ 「真にやむを得ない理由」の判断について

○代理人弁護士 ケース診断会議の中で、課長通知の「真にやむを得ない理由」はないとどのように判断されたのか。

○処分庁 課長通知において、遡及年金については基本的に年金受給の全額が収入認定されること、公平性を考慮すると厳格に対応することが求められている。そのうえで、家具什器等について検討しており、問答集において、必要性及び緊急性が認められない場合には、経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるとされているため、真にやむを得ない部分には当たらないと判断している。

○代理人弁護士 請求人の家電製品の使用状況や今どういう生活をしているのか等を考慮したうえで判断をしたということか。

○処分庁 そうである。意見書に「20年前に購入した、いつ壊れるかわからない」とあるが、そういう状況にあるのであれば、計画的に購入していただくことになる。必要性及び緊急性が認められない場合には、経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものとされている。

ウ 生活実態の把握について

○代理人弁護士 請求人がどういう生活をしていたかという生活実態の把握はしていないのか。

- 処分庁 訪問担当嘱託職員及び担当ケースワーカーの訪問により把握している。
- 代理人弁護士 生活実態は本件処分を行うにあたって考慮していないのか。
- 処分庁 訪問のなかで、そのような話はなかった。足が痛いという訴えはある。医療機関に通院中であり、自立している。お二人ともデイサービスを週2回利用されており、比較的安定した生活を送っているという判断をしている。
- 代理人弁護士 ケースワーカーの訪問時に請求人が家電製品を買い替えたいという話をしなかったから、安定した生活を送っていると判断しているということか。
- 処分庁 家電製品については必要性及び緊急性が認められなければ計画的に購入すべきである。
- 代理人弁護士 お金を貯めていなかったら、理由等は考慮しないということか。
- 処分庁 遡及受給の年金については、公平性を考慮することになるため、厳格に対応すべきであるので、検討した結果、このような判断になった。
- 代理人弁護士 請求人は毎月7,000円を徴収されており、最低生活費からマイナス7,000円で日々生活しているが、貯蓄はできないと考えられる。
- 処分庁 徴収決定ということは、その分の収入があったということになるため、家具什器についても計画的に購入していただくことになる。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。
- (4) 次官通知第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付

(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。) については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

- (5) 問答集第7の1の(4)一時扶助には、「被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費(基準生活費、加算等)の範囲内で賄われるべきものであり、逆にまたこのような生活需要がカバーし得る保護の基準でなければならないわけである。もちろん、このことは1か月分の保護費の中ですべての家具什器や被服の購入が可能であるという意味ではない。一般家庭においても高額な家具什器や被服の更新等の臨時的な出費がある場合には、当月分の家計支出は過大となるが、その財源はあらかじめ準備された預金、あるいは、月賦による翌月以降への繰越し等により一定期間を通じて、月々の実質的負担は給与等の収入との関連もあってほぼ一定するのが通常である。基準生活費や加算等の経常的最低生活費もこのように月々これを完全に消費すべきものというのではなく、ある程度の期間を通じてのやりくりを考慮したいわば平均月額的な意味での基準として設定されているわけである。経常的最低生活費を以上のように考えた場合、被服や家具什器の更新等については、通常これにより賄われるのが原則となる。」と記している。
- (6) 問答集の間13の5の「法第63条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。
- (7) 問答集の間13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と記している。
- (8) 課長通知の1の(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その⑥において、「遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」としている。そして、(2)「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア)保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用

返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となることとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 法第 63 条の解釈と運用について

法第 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

(2) 本件処分について

本件についてみると、前記審理関係人の主張 2 処分庁の主張の（1）及び（2）のとおり、処分庁は、請求人が、平成 31 年 2 月 15 日に、平成 29 年 9 月から平成 30 年 11 月分までの年金を遡及して受給したことから、請求人に対し、年金支払対象期間の初月である平成 29 年 9 月を資力の発生日とし、同月から平成 31 年 2 月までの保護費 1,641,093 円と比較した上で、年金遡及分の 349,052 円の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

処分庁は、前記 1（3）、（4）、（6）及び（7）により、遡及年金は費用返還の対象となること、また、前記 1（5）のとおり、家具什器については、経常的生活費の範囲内で賄われるべきものであるため、本件処分について違法又は不当な点はない旨主張する。

確かに、法第 63 条により保護の実施機関が一括受給した遡及年金について返還額を決定するに際して、定期的に支給される年金については月々その全額が収入認定されることとの公平性を考慮の外に置くことはできないが、同条に基づく返還額を決定する場合には、月々の収入認定とは異なり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

また、前記 1（8）のとおり、真にやむを得ない理由により返還額から控除する費用について保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされているのは、被保護世帯の自立更生の観点から返還額の決定について裁量権を認める法第 63 条の趣旨に従った解

釈運用を、保護の実施機関に対し求めるものということができる。したがって、保護の実施機関は、被保護世帯が置かれた具体的な生活状況を調査した上で、自立更生の観点から控除する費用について検討しなければならない。

しかしながら、本件に係る記録からは、処分庁が請求人から別の返還金を毎月7,000円返還しており生活が苦しい旨を聴取していることは認められるものの、請求人世帯の具体的な生活状況を調査した経過は認められない。また、処分庁は、請求人から申告のあった家電製品の購入について、前記1(5)にいう経常的生活費の範囲内で賄われるものとするのみで、真にやむを得ない理由により控除を認めるか否かについて、個別具体的に検討した形跡は確認できない。

(3) まとめ

以上のとおり、処分庁は、遡及受給した年金収入は全額返還対象になるという原則のみを重視し、法第63条に基づき返還すべき額を定めるにあたり、請求人世帯の自立助長の観点から個別具体的に自立更生免除に該当するか否かについて調査及び検討を尽くしていないことが認められる。

したがって、処分庁がその裁量権を行使するにあたり、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その手続きに違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月11日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

